

4 法定健診(定期健康診断)

働く人の健康を把握するために労働安全衛生規則第44条に基づいた健康診断です。

雇入れ健診とは

労働者を雇い入れる際に労働安全衛生規則第43条に基づいた健康診断です。

●35歳と40歳以上の方は・・・

法定健診A：労働安全衛生法に基づき、事業所勤務の35歳と40歳以上の方が対象となります。

●35歳を除く39歳以下の方は・・・

法定健診B：労働安全衛生法に基づき、事業所勤務の35歳を除く39歳以下の方が対象となります。
(胸部レントゲンなし)

●特定労働条件の方は・・・

特定従事者健診労働安全衛生法に基づき、深夜勤務のある方等が、年2回受診が必要な健診です。

法定・採用時健診 検査項目表

検査項目		法定健診A	法定健診B	雇入時
診察等	問診、視診、触診、聴打診等	●	●	●
身体計測	身長、体重、BMI、肥満度	●	●	●
	腹囲	●		●
血圧測定	血圧	●	●	●
視力測定	視力	●	●	●
聴力	オーディオメーター (1000Hz・4000Hz)	●	●	●
尿検査	尿糖半定量、尿蛋白半定量	●	●	●
血液検査	血液一般	●		●
	脂質	●		●
	肝機能	●		●
	代謝系	血糖 (空腹時)	●	
ヘモグロビンA1c				▲
心機能検査	心電図12誘導	●		●
呼吸機能検査				
肺検査	胸部X線	●	●	●
検査料金 (税込)		¥9,350	¥5,920	¥9,350

▲: 選択